

佐賀県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状線	佐賀市久保田町大字徳万字元小路 八一六番一地先から 佐賀市久保田町大字徳万字快万二 一〇〇番一六地先まで	平成二二・三・三〇